個人府民税控除対象寄附金指定通知書

男女府第 2595 号
令和８年２月 16 日

社会福祉法人八尾市社会福祉協議会

理事長　荒井　惠一　様

大阪府知事　　吉村　洋文

令和８年２月２日に申請のあった大阪府地方税法第 37 条の２第１項第３号に掲げる寄附金に関する条例第３条第１項の寄附金の指定については、同条第４項の規定により、次のとおり指定することと決定したので、同条例第５条の規定により通知します。

１　大阪府地方税法第 37 条の２第１項第３号に掲げる寄附金に関する条例施行規則第６条第１項第１号ニに規定する寄附金又は金銭に係る支出の期間

令和８年１月１日～令和 13 年２月 15 日

２　指定の有効期間及び当該有効期間を付する理由

令和８年２月 16 日～令和 13 年２月 15 日

（教示）

１　この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３箇月以内に、大阪府知事に対して審査請求をすることができます。

２　この処分については、上記１の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内に、大阪府を被告として（訴訟において大阪府を代表する者は大阪府知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

　なお、上記１の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内に提起することができます。

３　ただし、上記１又は２の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。